

○第169回肥料・飼料等専門調査会

日時：令和4年2月3日（木）10：00～10：52

議事概要：

飼料添加物（エンラマイシン*）の食品健康影響評価について

審議の結果、「エンラマイシンは、評価の考え方^注の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料1）